

平成19年 第3回(定例)周防大島町議会会議録(第3日)

平成19年9月19日(水曜日)

議事日程(第3号)

平成19年9月19日 午前9時30分開議

- 日程第1 認定第1号 平成18年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第2 認定第2号 平成18年度周防大島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 認定第3号 平成18年度周防大島町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 認定第4号 平成18年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 認定第5号 平成18年度周防大島町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 認定第6号 平成18年度周防大島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 認定第7号 平成18年度周防大島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 認定第8号 平成18年度周防大島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第9号 平成18年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第10号 平成18年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第11号 平成18年度周防大島町交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第12号 平成18年度周防大島町公営企業局企業会計事業決算の認定について
- 日程第13 議案第1号 平成19年度周防大島町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第2号 平成19年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議案第3号 平成19年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第4号 平成19年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

- 日程第17 議案第5号 平成19年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第18 議案第6号 平成19年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第19 議案第7号 平成19年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第20 発議第3号 住民生活を支える道路整備財源の確保を求める意見書の提出について
- 日程第21 発議第4号 周防大島町議会の議員の定数を定める条例の一部改正について
- 日程第22 議員派遣の件について
- 日程第23 委員会の閉会中の継続審査について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 認定第1号 平成18年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第2 認定第2号 平成18年度周防大島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 認定第3号 平成18年度周防大島町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 認定第4号 平成18年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 認定第5号 平成18年度周防大島町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 認定第6号 平成18年度周防大島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 認定第7号 平成18年度周防大島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 認定第8号 平成18年度周防大島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第9号 平成18年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第10号 平成18年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第11号 平成18年度周防大島町交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第12号 平成18年度周防大島町公営企業局企業会計事業決算の認定について
- 日程第13 議案第1号 平成19年度周防大島町一般会計補正予算(第2号)

- 日程第14 議案第2号 平成19年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議案第3号 平成19年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第4号 平成19年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議案第5号 平成19年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第18 議案第6号 平成19年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第19 議案第7号 平成19年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第20 発議第3号 住民生活を支える道路整備財源の確保を求める意見書の提出について
- 日程第21 発議第4号 周防大島町議会の議員の定数を定める条例の一部改正について
- 日程第22 議員派遣の件について
- 日程第23 委員会の閉会中の継続審査について

出席議員(24名)

1番 安本 貞敏君	2番 伊東 梅芳君
3番 土手 正喜君	4番 平野 和生君
5番 荒川 政義君	6番 浜戸 信充君
7番 杉山 藤雄君	8番 神岡 光人君
9番 田村 三郎君	10番 伊藤 秀行君
12番 平村 真成君	13番 魚谷 洋一君
14番 松井 岑雄君	16番 広田 清晴君
17番 魚原 満晴君	18番 富田 安英君
19番 木村 潔君	20番 中本 博明君
21番 平川 敏郎君	22番 田中隆太郎君
23番 小田 貞利君	24番 尾元 武君
25番 久保 雅己君	26番 新山 玄雄君

欠席議員(なし)

欠 員(2名)

事務局出席職員職氏名

事務局長 坂本 薫君	議事課長 木元 真琴君
書記 河井 敏博君	書記 平田富久代君

書 記 藤本万亀子君

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	中本 富夫君	副町長 .....	椎木 巧君
会計管理者兼会計課長 .....			北杉 憲昌君
教育長 .....	平田 武君	公営企業管理者 .....	川田 昌満君
総務部長 .....	村田 雅典君	総務課長 .....	吉田 芳春君
財政課長 .....	奈良元正昭君	健康福祉部長 .....	馬野 正文君
産業建設部長 .....	岡村 春雄君	環境生活部長 .....	村田 章文君
久賀総合支所長 .....	野口 菊義君	大島総合支所長 .....	山本 治君
東和総合支所長 .....	鍵本 一和君	橘総合支所長 .....	浜中 清孝君
教育次長 .....	布村 和男君	公営企業局総務部長 ...	河村 常和君
税務課長 .....	橋本 澄夫君	公営企業局総務課長 ...	藤田 隆宏君

午前9時30分開議

議長（新山 玄雄君） おはようございます。木村潔議員から遅刻の通告を受けております。それでは、昨日、18日の本会議に引き続き、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。

日程第1．認定第1号

日程第2．認定第2号

日程第3．認定第3号

日程第4．認定第4号

日程第5．認定第5号

日程第6．認定第6号

日程第7．認定第7号

日程第8．認定第8号

日程第9．認定第9号

日程第10．認定第10号

日程第11．認定第11号

日程第12．認定第12号

議長（新山 玄雄君） 日程第1、認定第1号平成18年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の

認定についてから、日程第12、認定第12号平成18年度周防大島町公営企業局企業会計事業決算の認定についてまでの12議案を一括上程し、これを議題とします。

9月6日の本会議において、所轄の常任委員会に分割付託いたしました付託案件について、各常任委員長より委員会審査報告書が提出されておりますので、12議案について各常任委員長の審査報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長より委員会審査の経過並びに結果の報告を求めます。伊藤総務常任委員長。

総務文教常任委員長（伊藤 秀行君） おはようございます。それでは、総務文教常任委員会を代表いたしまして、本委員会における議案の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、9月10日、委員8名の出席のもと、委員会を開催し、審査を行いました。

審査に当たりましては、議案の所管事項全般にわたり、執行部から説明を求め、質疑を行い、十分なる審議の結果、認定第1号及び認定第10号、認定第11号について、全員賛成で認定すべきものと決定いたしました。

審査に当たりまして、順次に沿って、その過程における発言のうち主なものについて申し上げます。

まず、教育委員会関係、教育費の歳入では、委員より、教育使用料と施設維持経費に関し、体育施設、特に陸上競技場について、収入に対して支出が大き過ぎるのでは。との問いに対し、費用対効果で考えると指摘のとおりと思うが、スポーツの振興という観点から低料金で設定しており、社会教育施設としての目的を考えると使用料を多く取るのは難しいのが実情である。指定管理も一方法であるが、収入が少ない施設では困難であると思う。使用実績は、町内小中学生1,313名、高校生以下1,285名、一般417名、合宿や大会利用者8,232名、合計利用人員1万1,247人であった。3種公認施設は、岩柳地区初め東部にはないので、県内他地区からの利用、実業団の利用もあった。

使用料と利用率のバランスが問題だが、教育委員会としては、利用率に重きを置いている。との答弁でありました。

歳出に移りまして、学校教育関係では、委員より、成果説明に掲げてある「地域の特色を生かした魅力的なカリキュラムの編成」について、宮本常一研究の成果発表会があったが、学校のみでなく、社会教育と連動した形での開催の必要性を感じた。宮本読本を作成した次のステップについて、どう考えるか。また、児童生徒の見守り隊の実態と成果についての報告を求める。との質疑に対し、宮本常一副読本をどう活用していくかが課題と思う。一般向けには、図書館に配置することを予定している。教育力向上ステップアップ事業において、作成に参加した教諭により、どう活用していくかを研究し、活用法の研修を予定している。

また、見守り隊については、地域の協力により小学校は全校区、中学校はほとんどの校区において編成されているが、地域との連帯感は上がったと思う。特に、郡内のある地区において、薬物常用者に対する児童生徒の通学の安全確保に対する対応が、速やかにできた事例がある。との答弁でありました。

社会教育関係では、国民文化祭は成功裏に終わったと思うが、大事なのは後につながることで、人づくり、システムづくりに継続され、生かされることが大事だが、その成果についてどう評価しているか。また、文化振興会が立ち上がったが、町内の文化団体の把握と育成についてどう考えているか。との質問に、国民文化祭で発表した長州大工は、その後、継続して調査研究を進めている。フラダンスについても、国民文化祭の後の県の行事にも参加し、子供の部で町内の保育園児が11月の県の総合文化祭への参加も予定している。さらに、年1回のフラの大会を、との計画もある。

文化振興会については、今年度4地区に予算を分配して、各地区で事業の取り組みを検討しているが、その中で各地区にある団体からの計画等を吸い上げ、振興会で取り組めるかどうかの検討を行う機会を通じ、団体の把握も行い、底辺の拡大に努めたい。との答弁でありました。

そのほか、文化財保護について、図書館について、給食センターについての質疑もありました。

次に総務課関係では、新しい東和庁舎の東和総合支所部分に関して、委員より、かなり狭い感じがする。座る場所が少なく、苦情を耳にする。限られたスペースで難しいと思うが、いすをふやすとか改善できないか。との意見に対し、当初の設計の段階で20人程度入るということで事務スペースの面積を割り出した。

備品等が予想以上に多く、ロビーが3人のスペースしかない状況です。お客様に御迷惑をかけております。現場と話し合っ、改善策を見出していきたい。との答弁でありました。

選挙費関係では、ポスター掲示場・投票所の削減に関して、委員より、県議会選挙から、ポスター掲示場、また投票所がかなり削減されたようだが、設置の基準等どうなっているのか。との質問に、ポスター掲示場は、355カ所から246カ所に減らした。基準は、1,000人以下の有権者があって、面積等によって最低何カ所というのがある。特別な事情があれば減らすこともできる。ちなみに、柳井市は192カ所（有権者約3万人）。投票所は67カ所を52カ所にした。柳井市は27カ所。これも多い。との回答でありました。

これに対し、委員より、効果の面、経費節減の面からも合理化すべきでは。との意見。また地域によっては、減らさないでほしいという声もあるとの意見もありました。

掲示場、投票所とも段階的に見直していきたい。との答弁でありました。

消防費関係では、防災訓練補助金について、委員より、自治会の決定、また配分規定はどのようになっているかとの質問に、世帯数割（100円）と参加人数割（200円）である。

旧町単位区で各1カ所予定をしていたが、久賀地区が今年度の実施となったが、19年度はどの地区かというのは決めておらず、旧町単位にはこだわらない形で進めている。との答弁でありました。

耐震診断事業について、委員より、耐震診断をして強度がないと判断された場合、リフォームや耐震工事が行われている実績はあるのか。との質問に、ほとんどが耐震改修が必要であると診断されているが、工事までには至っていない。大きい市部では、改修費用の補助制度があるところもある。診断を実施した家庭に、補助制度を利用した改修の意向を調査していきたい。必要があれば取り組んでいく必要があるのではないかと考える。また、診断については、数を減らしてでも継続していく必要性を感じている。との答弁でありました。

その他、ヘリポートの管理について、消防団員の登録について、の質疑もありました。

次に、政策企画課関係では、委員より、これまで多くの指定管理者の指定がなされてきたが、指定管理者の決算等の管理・監督は政策企画課が行うのか。との質問に対し、指定管理者選定委員会の設置管理を政策企画課が行ってきたものであり、指定管理者の決算等の管理・監督は、施設ごとに所管課が行う。との回答でありました。

ほかに、「地域づくり活動支援補助金」のうち「日見地区の地域通貨事業」の補助金の活用状況、通貨の利用状況についての質問に対し、補助金は、運営に要する経費として充用されており、通過の利用いわゆる奉仕件数は、116件の実績である。との答弁でありました。

渡船事業特別会計では、3航路の現時点の借入金残高は幾らか。との質問に、前島航路が635万9,000円、情島航路が289万7,000円、浮島航路については、18年度新規借り入れを含めて258万円であるとの答弁でありました。

財政課関係では、委員より、実質公債比率が平成24年度に18%を切るということであるが、財政計画には、合併時の大型プロジェクト（学校・病院等）を含めているのか。との問いに、計画には大規模事業（防災行政無線・大島病院・東和中学校改築）及び継続事業を含めての数字であるとの答弁でありました。

また、災害発生に関しての災害復旧の補助・起債などを織り込んでいるのか。との問いに、災害が発生すると、相当の予算が必要となってくるので、財政運営が変わってくる可能性があるが、そこまで予測をして予算を立ててはいない。

災害復旧にも、起債の当たるもの、補助等があるが、多額の一般財源を伴い財政面での影響はかなり大きく、厳しいものになる。との答弁でありました。

大型の公共事業もかなりめどがついてきたわけで、財政的にもある程度めどをつけないといけない。これからの事業をどう展開していくのか。ソフト事業（福祉・生活）が手薄に見えるが、今後どの部分を伸ばしていくか、めり張りをつけながら財政運営をやっていくには、議会とよく

協議・議論していかないといけないのでは。

町民のためにこたえられるようなことをしていかなければならない。どう肉づけしていくか、どの方向性に行けるかというところに、意識を向けていかないといけないので、議会と執行部で知恵を出し合っていきたい。との提言要望に対し、平成18年度当初予算組みの際も財政調整基金を4億6,000万円取り崩しをしないと予算が組めない状況の中で、皆さん方に御理解をいただきながら、財政運営を行った中で、2億円余の繰越金を出し、財政調整基金は1億5,000万円を取り崩し、2億5,000万円を積み立てての最終的な決算になった。

合併後、ある程度落ちついた面もあり、今後はどうしていくか。相当、予算を絞ってきた経緯もあるので、そのあたりも踏まえて今後の予算の編成・運営には、協議しながら進めていかなければならない。と考えている。との答弁でありました。

税務課関係では、委員より、監査報告書では、町税、水道の未収金が多いと指摘されているが、どういう状況か。また、導入した滞納整理システムの活用状況はどうか。また、民間企業では厳しく取り立てているが、高額なシステムを導入し、徴収対策班という専門チームをつくったのだから、法的措置も含めて頑張っていたきたい。との質疑に対し、整理組合の解散等の厳しい状況の中で徴収率について、辛うじて昨年を維持してきたと考えている。

確かに国保税については、税率改正により、調定額が1億5,000万円の増となり、未収額が800万円程度増加している。また水道料については、滞納繰り越し分について、総合徴収体制ということで徴収対策班に移行されたが、この徴収率は半分以下で400万円程度滞納者が増加している。

平成19年度は、法的措置等について広報も実施し、予算措置もしているので、滞納者の各状況に応じた徴収対策を着実に実施していきたいと考えている。

滞納システムについては、きめ細かく折衝状況等整理でき、事務の効率化が図られている。総合支所等の窓口でも活用されている。今後、なお一層努力してまいりたい。との答弁でありました。

そのほか、特別土地保有税についての質疑もありました。

総合支所関係では、各支所における工事請負、原材料支給、小規模施設整備事業補助金に関する執行実績についての説明がありましたが、委員からの質疑は特にありませんでした。

契約監理課関係では、工事入札に関しての説明の中で、18年6月に郵便入札制度を導入したが、土木一式工事52件の落札率平均が87.73%であり、対前年に比して7.2ポイント下がっている状況である。との説明がありました。

質疑は、特にございませんでした。

議会関係についても、特に質疑はありませんでした。



以上が、本委員会に付託されました、議案に対する審査の内容であります。

議員各位におかれましては、本委員会の決定どおり御議決賜りますようお願いいたしまして、報告を終わります。

議長（新山 玄雄君） 総務文教常任委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

総務文教常任委員長に対する質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 私自身も今回所管委員会、議会のところで参加させていただきました。

今、委員長報告を聞いておって、ちょっと疑問が残るので質疑をしておきたいというふうに思いますが、総務の方で所管委員会の中での使用料等の状況について質疑がありましたと。そういう中で、議論の中であくまで悪質滞納と生活からの支払い苦、このことを区別して考えるようにという御意見はなかったのかどうなのか。今の委員長報告を聞くと、悪質滞納も何もかもみなひっくるめて議会として徴収しなさいというふうに委員長報告でとられるなら、その辺の議論があったのかなかったのかについて、再度確認しておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 委員長。

総務文教常任委員長（伊藤 秀行君） そういう専門の組織ができたので、できたばかりなので、19年度からその方向で頑張りたいということでしたので、それに対する質疑は特にございませんでした。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 一つだけ、報告の中で消防団員の登録についてという質問があったそうですが、具体的にどういう質問で、どういう答弁だったか。

議長（新山 玄雄君） 委員長。

総務文教常任委員長（伊藤 秀行君） 委員から、地域の消防団員の人たちは、地域から上がってきたそのままで登録をしていくというやり方か、それとも町として若干干渉できるのか。必要なものは必要だが、団員で地域におらず郡外にいる人がいる。お勤めが郡外であれば、夜はいるかもしれないが、日中は役に立たないという関係で、経費がかかることでもあり、その辺の人選を明確にしているかと。定年制を設けてはどうかというような質問がありました。

それに対して、入団者については分団長からの推薦があり、町としてどうかということはないと。退団についても、後の人をきちんと補充しており、合併当初の人数が確保できていると。また、定年制を設けるといいかもしれないが、地域によってはやっていけなくなるというのが実情であるというふうな答弁がありました。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。ないようでありますので質疑を終結します。

総務文教委員長、御苦労さまでございました。

次に、民生常任委員長より委員会審査の経過並びに結果の報告を求めます。魚原民生常任委員長。

民生常任委員長（魚原 満晴君） おはようございます。民生常任委員会を代表いたしまして、本委員会における議案の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、9月11日、委員全員の出席のもと、委員会を開催し、審査を行いました。

審査に当たりましては、議案の所管事項全般にわたり、執行部から説明を求め、質疑を行い、十分なる審議の結果、認定第1号のうち本委員会所管部分から認定第5号まで及び認定第12号については、お手元に配布いたしております委員会審査報告書のとおり全件とも認定すべきものと決定いたしました。

審査に当りました順次に沿って、その過程における発言のうち、主なものについて申し上げます。

まず、福祉課関係では、委員より「保育料の滞納について」の質問に対し、執行部より「14保育所全体で18年度573万3,120円となっており、公立保育所においては、日良居保育所は保育料の滞納はなく、久美保育所は18年度はなし、17年度56万7,000円、蒲野保育所は17年度までと18年度を加え164万7,000円となっております。なお、過年度収入は全保育所で67万3,000円の収入となっている」との答弁がありました。なお、「本当に保育料を払えない生活困窮者に対する対策を考えてほしい」との意見がありました。

「福祉タクシー利用助成事業の予算に対する執行率について」の質問に対し、執行部より「予算額は429万6,000円であり、予算に対する執行率は83.5%となっております。なお、1,090人の申請に対し、利用者数は771名で利用率は70.7%となっております」との答弁でした。なお、「福祉タクシー利用助成事業は、大変喜ばれているので、もっとPRしては」との意見がありました。

「食の自立支援事業について、利用者負担が300円から500円に引き上げたことによる、対前年の状況について」の質問に対し、執行部より「17年度の利用実績は581名、18年度の利用実績は542名で、配食の数は、17年度は4万8,410食、18年度は3万2,124食となっている。対象人数は、ほぼ同じであるが、配食数は減っている」との答弁でした。

その他「延長保育について」「社会福祉施設整備事業経費の借地料について」等の質問がなされました。

健康増進課関係では、委員より「離島巡回診療は情島だけになっているが情島だけが対象ですか」との質問に対し、執行部より「旧町時代から情島と契約したものを合併後も継続しています」との答弁がありました。

「不妊治療費助成事業の18年度の実績件数について」の質問に対し、執行部より「県制度の一般不妊治療費が4組と、国制度の特定不妊治療費が2組です。特定不妊治療費は、申請受け付けのみで負担はありません」との答弁でした。

また、「基本健康診査の委託先は公営企業局ですか」との質問に対しては、執行部より「基本健康診査は18年度から個別検診になり郡内の医療機関に委託しています」との答弁でした。

その他「妊婦一般検診について」「柳井地域第二次救急運営補助金」等の質問がなされました。

医療保険課・税務課関係では、委員より「平成18年度国保会計の約8,800万円の實質黒字の要因は何か」との質問に対し、執行部より「平成18年10月から始まった保険財政共同安定化事業の歳出の負担金と、歳入の交付金の差し引き額が歳入増で約4,460万円、一般会計からの任意の繰入金3,500万円、高額共同事業の歳出の負担金と、歳入の交付金の差し引き額が歳入増で約1,730万円で、合計9,690万円となり、これが主な要因であります」との答弁がありました。

「税率改正で増税となったが、それに伴い短期証・資格証の発行は増加しているのか」との質問に対し、執行部より「短期証は平成17年度と比べ29世帯の増、被保険者数は54人の増となっている。資格証においては、逆に平成17年度と比べ30世帯の減、被保険者数は34人の減となっており、全体的には平成17年度と比べ余りふえてはおりません」との答弁でした。

また、「国民年金の市町村の不祥事が問題となっているが、周防大島町はどうですか」との質問に対し、執行部より「周防大島町は問題はありません」との答弁でした。

介護保険課関係では、委員より特に発言はありませんでした。

公営企業局関係では、委員より「看護師は、企業局に何人必要なのか」との質問に対し、執行部より「看護基準により決定しますので、大島病院は、入院患者15人に対し看護師1人ですので約7名ですが、三交代勤務ですので日勤、準夜勤、夜勤、代休等で30名近くが必要です。看護師の退職による確保ができず、定足数に6名足りていないので、19年1月より60床で運営しています。東和病院、橘病院については基準どおり人員確保はできていますが、余剰人員はいませんので、急な休暇などでは他の職員にしわ寄せが来る状況です。若い女性が多く産前産後の休暇、育児休暇等で休暇もとりますので、求人情報で臨時募集を出しますが、専門職であり補充は困難です。今いる看護職員も休みをとりづらい状況も出てきております」との答弁でした。

「診療報酬改定による収益減の全体的な詳細と総務部収支のマイナスの詳細について」の質問に対し、執行部より「診療報酬改定により1人当たりの診療単価が、平成17年度と比較して、

入院では橋病院が2,959円、東和病院81円、大島病院985円、外来では東和病院が598円、橋病院323円、大島病院366円、それぞれ減少しており、患者数の減少とあわせて減収となっております。また、総務部においては、収入が6,982万2,000円減少しております。主な内訳は、マイナス面で国債売却による特別利益が1億1,120万円、奨学金返金分99万7,000円が減っており、プラス面では利息収入2,633万6,000円、他会計補助金1,598万6,000円が増となっております。支出においては、電算機入れかえによる委託料の減、減価償却費の増がありますが、支出の計で17万8,000円の減となっており、平成17年度と比較して6,968万5,000円の利益減になっています」との答弁でした。

「平成18年度で6億1,194万8,000円の交付税が病院に対して交付されているが、今後はどうなのか」との質問に対し、執行部より「平成22年度より不採算地区病院に対する交付税が該当しなくなりますので、9,180万円減額されると思われそうです」との答弁でした。

また、「給食について、東和病院と大島病院は自前で、橋病院・さざなみ苑、やすらぎ苑は業務委託しているが、経費的、味の面での比較はどうか」との質問に対し、執行部より「人件費、材料費、人材確保が問題になります。職員の補充が困難になると外部委託を検討しなければなりません。入院患者・入所患者にとって食事は大変重要な要素ですので、地元の安全で新鮮な食材を提供したいとは思いますが、限られた経費での運営の中で収支を考えると、人件費・材料費が上昇すれば質に影響があらわれると思います。現状では経費的には余り差はありませんので、いろいろな意見を参考に今後より検討していきたい」との答弁でした。

その他「健診事業について」「高金利の企業債の繰り上げ償還について」等の質問がなされました。

以上が、本委員会に付託されました議案に対する審査の内容であります。

議員各位におかれましては、本委員会の決定どおり御議決賜りますようお願いいたしまして、報告を終わります。

議長（新山 玄雄君） 民生常任委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

民生常任委員長に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。ないようでありますので質疑を終結します。

民生常任委員長、御苦労さまでございました。

次に、建設環境常任委員長より委員会審査の経過並びに結果の報告を求めます。中本建設環境常任委員長。

建設環境常任委員長（中本 博明君） おはようございます。建設環境常任委員会委員長報告を申し上げます。

建設環境常任委員会を代表いたしまして、本委員会における議案の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、9月7日、委員7名の出席のもと、委員会を開催し、審査を行いました。

審査に当たりましては、議案の所管事項全般にわたり、執行部から説明を求め、質疑を行い、十分なる審議の結果、認定第1号のうち本委員会所管部分及び認定第6号から認定第9号について、全員賛成で認定すべきものと決定いたしました。

審査に当りました順次に沿って、その過程における発言のうち主なものについて申し上げます。

まず、上下水道課関係のうち一般会計について、柳井広域水道の償還金はいつまでなのか。この先減っていくのか、との質問に対し、平成42年までで、今後減っていくとの答弁でした。

続いて、償還は元利均等か、との質問には、元利均等であるが、借入年度が違うので償還金額は年によって違うとの答弁でした。

また、現年及び前年の未収金は幾らかとの質問に対して、18年度が988万9,350円、17年度が925万3,980円との答弁でした。

繰り入れに対して、基準繰り入れについてはどれだけあるのか、との質問に対し、基準繰入額は全体で3億5,000万円程度との答弁でした。

未収金には時効があるか、との質問に対し、中断しない限り時効は2年との答弁でした。

責任水量は1日8,215トン、年間で299万8,475トンとなり、有収水量と100万トンの差があるということか、との質問に、そのとおりとの答弁でした。

次に、公共下水道事業特別会計について、下水道使用料検討協議会を設置するということがあったが、結果はどうかとの質問に対し、4回協議会を開催し、現在検討中との答弁でした。

また、使用料未収金の対応はどのようにするのか。不公平感があるが、との質問に対し、未収金解消に努めているとの答弁でした。

農業集落排水事業特別会計については、質問はありませんでした。

次に、漁業集落排水事業特別会計について、浄化槽設置者と下水道利用者の費用負担の差が大きい、との質問に対し、執行部から、下水道使用料は、2人世帯であれば2カ月で3,720円、1年間で2万2,320円程度、五、六人世帯であれば浄化槽維持費とほぼ同等と思われるとの答弁でした。

普及率は40数%と聞くが、との質問に、3月末現在の処理区ごとの普及率の平均は50.3%で、供用開始直後は低いとの答弁でした。

次に、生活衛生課関係では、平成18年度の収入未済額が住宅家賃、共益費を含めて800万円以上になっている。昨年対比は、との質問に対し、執行部より、今年度の収入未済額は812万2,100円で、昨年度の決算時の収入未済額は、679万4,796円との答弁でした。

これに対して、委員より、いずれにしろふえているという状況。2年前にプロジェクトをつくって回収をかけるという話があったが、一向に機能していないように思う。どうか、との質問に対して、税務課内に徴収対策班を設け、税金に加えて水道、住宅、保育料すべてのものを含めて、包括的にフォローしていくということで18年秋から実質的に各課の連携をとって始まった。

所管で処理すること、徴収対策班で処理することの仕分けの要綱を定めて、それに従って作業を進めている状況であるとの答弁でした。

これに対し、委員より、成果が出ていない。ある程度成果を出していかなければならないとの指摘がありました。

また、委員より、住宅の家賃で高額滞納があったと思う。その後どうなっているのか、との質問に対し、執行部より、昨年の委員会でも住宅の問題で指摘を受け、その後、連帯保証人に通知を出し、連帯保証人の方に納付指導をしていただき、滞納整理を進めているという実態との答弁でした。

引き続き、委員より、最終的には法的手段をいつとるのか。との質問に対しては、18年度に要綱を定め、その要綱に定められた手順を踏んでやっており、最終的には明け渡し請求の法的手段までステップを踏んでいるという段階であるとの答弁でした。

委員より、要綱ができたばかりで、今から強力で推進していくということで来年度は減るよう努力してくださいとの要請がありました。

また、委員より、住宅費の徴収義務が、住宅所管課と徴収対策班であるならば、100万円以上もある人については、生活状態も把握をする方がよいとの意見がありました。

続いて、久賀の火葬場の件数が87件、大島火葬場が120件、橘斎場が241件となっているが、大島に非常に立派な斎場ができ、あそこ1カ所で十分賄えると思う。久賀火葬場はいつごろ廃止するのか、経費もかかる、との質問に対し、執行部より、19年度予算は通年予算で計上しているが、現時点ではいつどうするか決めていない。全体的な中で利用状況等を見ながら検討することになると思うが、今、何年度にどうこうするということはないとの答弁でした。

環境施設課関係では、特に質問はありませんでした。

次に、農林課関係では、ミカンバエ関係の補助金は、だれに交付しているのか、との質問に対し、執行部より、JAが事業実施主体であるので、JAへ補助金を交付しており、JAを通じて各農家へ間接的に補助することになるが、農家の負担もある。JAから各農家へお金を交付する形ではなく、農家が安く資材を購入する形になっているとの答弁でした。

次に、水産課関係では、種苗放流育成事業のアワビは中間育成をして放流するのか、また、放流場所は大島地先とあるが、どこにしたのか、放流には、立ち会っているのか、放流数量の単位は何か、大島地先にはアワビ以外に何を放流しているのか、ヒラメは放流していないのか、この

事業で放流した魚種ごとの補助額は、等の質問に対し、漁協が日見で中間育成をして放流しており、場所は志佐地区の日見寄りで、町職員が立ち会っている。アワビの放流数量は、個数であり、マダイ、カサゴも放流しているが、ヒラメについては県事業で放流しているので、町の実績としては上がっていない。また、魚種ごとの補助額については、漁協ごとに補助しているとの答弁でした。

次に、漁業の担い手育成支援事業で整備した施設を運営できなくなったときには、補助金はどうなるのか、仮に、運営していけないということになった場合、施設を第三者が買うことはできるのか。協業体に新たな人が加わるということは可能か、との質問に対して、執行部より、不正等があった場合には、補助金返還ということが出てくるかもしれないが、運営できなくなったということでの補助金返還は今のところ考えていない。

この事業は建物等を整備する事業であるので、今後、販売等の実績を上げていただくようお願いしている。第三者譲渡は問題があり、建物の所有者は、県から認定された漁業者グループによる協業体になるが、土地については、町所有で無償貸与しているので原形復旧して返還ということになる。協業体への新たな加入は、協業体と話が整えば問題ないとの答弁でした。

また、種苗放流育成事業の事業費と補助金との差額はだれが負担するのか、との質問に対し、漁協との答弁でした。

漁港施設管理経費の委託料について、漁港清掃業務はどこが清掃か、との質問に対し、出井漁港と椋野漁港のトイレの清掃管理との答弁でした。

油田漁港油宇地区の施設用地の草刈り等を自治会が行っているが、利用者である漁協が行うべきではないのか、との質問に対し、管理者である町と漁協で行うのが通念であるが、通常の維持管理は漁協をお願いしているとの答弁でした。

次に、商工観光課関係では、お大師堂めぐり歩け歩け大会は町から80万円を補助金として出しているが、ふるさと久賀夏まつり大会、橘花火大会の実績はどうか、との質問に対し、それぞれ80万円の補助金で、ふるさと久賀夏まつり大会は3,000人、橘花火大会は1万5,000人の観光客が来たとの答弁でした。

また、旧3町ではそういう形で実施しているが、旧東和でもふるさと祭りをやっている。申請がないから補助を出してもらえないのか、ことしは何カ所かで花火とか上げていたが、この自治会をまとめたら補助金を出せるのか、との質問に対して、旧東和には、ロードレース等教育委員会のイベントに予算を回しているという考えであるとの答弁でした。

また、自光寺ピッコロランド、フィッシングビレッジやしる郷の借地料を111万5,245円支出している。これについては、本年度から休止するという話だったが、今後借地料はどうなるのか、との質問に対して、自光寺ピッコロランドは起債で事業実施している。フィッシングビレ

ツジやしる郷は補助金及び起債で事業を実施している。施設の法定耐用年数は2042年3月までとなっている。それまでは休館という形をとり、返すということにはならないと考えている。借地契約を解除する場合には、契約書の条項を確認して、当面は休館として状況を見ていくのがいいのか、または、国庫補助金の返還を視野に入れて中止という結論を出すのがいいのか決めなければならないと考えているが、休館の場合だと、建物等を現状のまま維持することになるため借地契約を解除することはできないとの答弁でした。

また、観光協会と商工会に補助金を出しているが、会計報告はあるのか、との質問に対しては、毎年総会があり、その決算書があるとの答弁でした。

次に、建設課関係では、車両にはねられた動物の死骸はどのように処理しているのか、ペットの動物がはねられたときの対応はどのようにするのか、との質問に対し、総合支所地域支援班や建設課職員で処理に当たっている。ペットの飼い主を探すという対応はしていないとの答弁でした。

次に、久賀宗光の侵食防止県事業は、現在のところで終わりなのか、との質問に対し、3区間に分けた事業の1区間目が終わったところであり、継続して事業を行うと聞いているとの答弁でした。

また、国道437号の改良工事の進捗状況について、迂回路または仮設橋のどちらで行うのか県の方針は、との質問に対し、執行部より、以前、迂回路の地元説明会を行ったが、反対意見もあった。現在、県が工法、事業費等シミュレーションを行っている状況であり、現段階で建設課から回答はできないとの答弁でした。

以上が、本委員会に付託されました議案に対する審査の内容であります。

議員各位におかれましては、本委員会の決定どおり御議決を賜りますようお願いいたしまして、報告を終わります。

議長（新山 玄雄君） 建設環境常任委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

建設環境常任委員長に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。ないようでありますので質疑を終結します。

建設環境常任委員長、御苦労さまでございました。

以上で、各常任委員長の報告並びに質疑が終わりましたので、これより討論、採決に入ります。

認定第1号、討論はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 18年度の一般会計の決算認定について、反対の立場から討論をします。

第1点、これは当初予算の論議を思い出していただきたいと思いますが、財政が厳しいとのこ



とで多くのカットをしました、当初予算において。民生にかかわる予算、これはかなり厳しかったというふうに私は認識しております。例えば制度の廃止に伴うもの、遠隔医療等でありますが、約690万円のカット。制度は残っているが、負担増の部分、食の自立支援増での負担増、また緊急通報システムの負担増、そして病気の早期発見のための基本検診及びがん検診など負担増は1,600万円余りであります。実に2,000万円を超えるというのが、私が調べた状況であります。

そして、実際の流れはどうかということになれば、翌年度繰越金が1億9,863万2,000円、また収入見込み違いとの数字からあわせて大体2億9,860万円余りが基礎になって、私はこの1億9,863万2,000円という金額は、かなり大き過ぎるという認識をしております。

それでは、どこにその数字が当初予算の中に含まれているのかという点で見れば、職員給与費を含む人件費部分で約1億4,900万円、物件費関係、これで約1億4,200万円余り。私は確かにむだを省き予算を執行する、これは非常に大事な大原則であるというふうに考えますが、予算時点での過大見込み部分は、単純に節約だけではなしにあったというふうに私は見ております。

次に、会計のあり方についてであります。20年ぐらい前に私、議員になった当時、議員必携を引用して会計の大原則について、その時々厳しく指摘してきました。例えば総計予算主義の原則や予算の単年度主義、これらについて私は時の町長等に言ってきました。

この点ではどうかといいますと、町長が代表を務める星野ワールド実行委員会補助金200万円、私はこのような補助金の出し方、そのもとが間違っているんだということを常々言っておりますが、中身も実は大きな誤りがあること、これを本会議質疑の中で私は明らかにしたというふうに思います。

決算上はすべて使い切ったという議会に資料を提出して、実際中身はそのまま一定の金額は残っている。これは会計原則からいって、絶対許すことができない中身なんです。このような運用実態を見過ごせば、議員自身の私は自殺行為につながる、非常に重たい内容を含んでいるんだということを改めて明らかにしたいというふうに考えます。

最後になりますが、地方自治体の役割、これは暮らしや福祉、環境整備を大切にすること、これが地方自治法も非常に大事な点であること、これは明らかだというふうに思います。18年度中の町民の生活実態、これは予算でも、そしてその時々補正でも述べてきましたが、小泉改革と言われる今、マスコミは光と影という言い方をしておりますが、高齢者を中心とした住民税の引き上げ、これだけで6,000万円の負担増になっております。こういう中での予算執行でありました。

ですから、私はあえてその点を明らかにし、18年度決算について認定であります、反対の立場を明らかにしておきたいというふうに思います。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。ないようでありますので討論を終結します。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

認定第1号平成18年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について、各委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は認定することに決定しました。

認定第2号、討論はありませんか。2号でございます。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 18年度国保会計部分について反対の立場から討論します。

今日まで国保会計自身の非常に厳しい内容、この点では今日までも明らかにしてきました。それは制度に、うちにある部分としては、例えばその加入者が高齢者を中心とした働くことができないう皆さん方、そして失業者の方々、そして社会保険等掛けずに自営業者の方、この方々が広く参加する、これは憲法に基づく内容になっております。ですから、戦前の国保制度とは違うという点は明らかです。

そして、国保会計の一番厳しい部分、これは当時の国の削った分、医療費に対して45%それまで国が見ておりましたのを、一気に8%余り引き下げた、この引き下げた部分を実は地方自治体と保険加入者、国保加入者に負担を負わせたわけですから、大変な状況。こういう二つの状況があることは、私は承知の上です。

全体として18年度1世帯当たり大幅引き上げは行いました。1世帯当たり加入者2万円という金額が示されております。この大幅引き上げは必要あったかなかったかという点で討論したいと思います。

国保会計の場合、款の2の保険給付費及び款の3の老人保健拠出金で会計全体の84%余りを占めております。国の医療費抑止の政策とあわせて、保険給付費そのものは当初より減っているというふうに見ております。

だから、端的に私はこれだけの大幅な引き上げは必要なかったかといえ、実は17年度に任意分の繰り入れをきちっとしておれば、18年度は3,500万円です、私はこれだけの大幅な

引き上げ、絶対必要なかったというふうに考えます。

以上の立場を明らかにして、反対討論といたします。

議長（新山 玄雄君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

認定第2号平成18年度周防大島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は認定することに決定しました。

認定第3号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

認定第3号平成18年度周防大島町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は認定することに決定しました。

認定第4号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

認定第4号平成18年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は認定することに決定しました。

認定第5号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

認定第5号平成18年度周防大島町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は認定することに決定しました。

認定第6号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

認定第6号平成18年度周防大島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は認定することに決定しました。

認定第7号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

認定第7号平成18年度周防大島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は認定することに決定しました。

認定第8号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

認定第8号平成18年度周防大島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は認定することに決定しました。

認定第9号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

認定第9号平成18年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は認定することに決定しました。

認定第10号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

認定第10号平成18年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は認定することに決定しました。

認定第11号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

認定第11号平成18年度周防大島町交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は認定することに決定しました。

認定第12号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

認定第12号平成18年度周防大島町公営企業局企業会計事業決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は認定することに決定しました。

暫時休憩をいたします。10時50分まで休憩いたします。10時50分まで休憩いたします。

午前10時35分休憩

.....  
午前10時50分再開

議長（新山 玄雄君） 着席をお願いいたします。

それでは、再開をいたします。

議事を進行します。

日程第13．議案第1号

日程第14．議案第2号

日程第15．議案第3号

日程第16．議案第4号

日程第17．議案第5号

日程第18．議案第6号

日程第19．議案第7号

議長（新山 玄雄君） 日程第13、議案第1号平成19年度周防大島町一般会計補正予算（第2号）から、日程第19、議案第7号平成19年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第1号）までの7議案を一括上程し、これを議題とします。

本会期初日に、質疑はすべて終了しておりますので、これより討論、採決に入ります。

議案第1号、討論はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 議案1号平成19年度周防大島町一般会計補正予算に反対の立場から討論いたします。

今回の補正は、交付税確定に伴う約1億3,000万円余りの増額及び翌年度繰越金約2億円、これが財源となることは明らかであると考えます。そして、それを受けて今回の補正、特徴的には、歳出で道路維持関連の増や総合支所にかかわる事業費増など、私自身も今日まで言ってきた

ことの一定の前進がある、これは評価するものであります。

しかし、会計の全体を見るとどうかという点であります。まず1点、歳入で財政調整基金の減額が1億2,636万円の減額、歳出で1億円ということで、実質的には積立額という判断をすれば、約2億2,636万円になるというふうに考えます。

実態として町は財政が厳しいということを理由に、今18年度でも述べましたように、民生関係の大幅カットや国保や、18年度関連では水道料等大きな引き上げがされております。それはどこの財源をもってするかといえば、一般会計からの一定の任意の繰り入れ、どう確保するかということと裏腹の関係があります。まさに町民の皆さん方には、大幅な負担をお願いし、結果として今回の補正は2億2,636万円余りの積み立てになる。これは私は間違っているのではないかというふうに考えます。

そしてまた、今、町民の方々が議会に対しても厳しい目で見えておりますし、町政に対しても厳しい目で見ていることは、執行部、議会とも承知のことと思いますが、私はこうした町民の切実な願いにこたえていくこと、これが私は非常に大事なことではないかというふうに思います。特に予算の手当のできる部分は、早急にすべきだというふうに考えます。

また、歳出では、先ほども批判いたしました、星野ワールド実行委員会補正されております。改めて言うまでもなく、町長が代表の実行委員会に町の財政を支出するやり方、だれが何と言おうと私は問題がある、このように考えます。

質疑で明らかになったように、既に予備費を50万円流用していることも明らかになっております。私は、こういう予備費流用は特に慎重になければならない。でなければ議会軽視につながっていくんだということを、あえて指摘したいと思います。これは私が本会議で言うだけではなしに、住民監査請求の対象になってくるというふうに私は考えております。

次に、今までも討論してきたように、実際に地方自治体の役割、いろいろ紆余曲折はありながら、18年度、かつて地方自治法の改正の中でどういうことが起こっているかという、18年度以降、指定管理がかなりの部分を含めておることは承知のことと思います。

私がこの点であえて今回補正の中で述べたいのは、7億円を投資したばかりの、そして実績もわからないうちに竜崎温泉を指定管理にしました。ここに私は大きな問題が、予算上も含まれてくるというふうに思います。実際的に今回の補正額は600万円であります、金額そのものもありません。しかし、利益を追求する業者に一定の状況、中身の推移、予測でしかわからない段階で指定管理に任せたこと、これは既に竜崎温泉においては、私は混乱は始まっているというふうに考えております。その点を明らかにし、討論といたします。

議長（新山 玄雄君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

議案第1号平成19年度周防大島町一般会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第2号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

議案第2号平成19年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第3号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

議案第3号平成19年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第4号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

議案第4号平成19年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。



議案第5号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

議案第5号平成19年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第6号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

議案第6号平成19年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第7号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

議案第7号平成19年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

・ ・

#### 日程第20．発議第3号

議長（新山 玄雄君） 日程第20、発議第3号住民生活を支える道路整備財源の確保を求める意見書の提出についてを上程し、これを議題といたします。

趣旨説明を求めます。中本議員。

議員（20番 中本 博明君） 住民生活を支える道路整備財源の確保を求める意見書の提案説明を申し上げます。

田中議員、田村議員の賛成を得て提出いたしました住民生活を支える道路整備財源の確保を求

める意見書について提案の理由を申し上げ、議員各位の御理解と御賛同を賜りたいと存じます。

道路は、地方の均衡ある発展を促進し、豊かな住民生活や活力ある経済・社会活動を支える最も基礎的なインフラであり、豊かなゆとり、安心・安全が実感できる国土の実現を図るためには、道路整備は必要不可欠な基盤であります。

本町でも国道437号線及び県道、町道の改良など、まだまだ十分とは言えず、日常生活に密着した道路整備は町民挙げての念願であり、なお一層の事業促進が強く望まれるところであります。

このように町道及び地方道の整備、国道等幹線道路の整備促進、地域間交流を進める高速道路や高規格道路の早期整備、さらにはこれらの渋滞対策、交通安全対策、沿道環境対策等が強く求められているところであり、各種計画に基づく円滑な道路整備の推進が不可欠であります。

よって、国におかれましても、道路整備の重要性を深く認識され、平成20年度の予算編成に当たっては、計画的な道路整備事業推進のための道路財源の一層の充実とともに、地方が真に必要なとしている道路整備が計画的かつ着実に推進でき、中期計画に位置づけることを強く要望するため、別紙の意見書を提出しようとするものであります。

皆さんの御賛同をよろしくお願いいたしまして、趣旨説明といたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

御苦労さまでした。

これより討論を行います。討論はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 私、この提案に際して、いろんな御議論があることは知っております。私は、私自身の意見は、議会運営委員会の中で述べました。

といいますのが、道路特定財源をどのように見るのかという点であります。例えば既に議員の皆さん方は御承知のように、例えば本四架橋の赤字のツケに、精算のために道路特定財源を使ったり、そしてまた道路特定財源そのものが、省庁の権益の利益のための部分が非常に大きいんじゃないかということも明らかにしてきました。

その中で、実際的に今必要な道路はつくるんだと言われましたが、どうしても省庁の権益に走りやすい、それが議会議決に利用されるという弱点があるということも明らかにして、反対討論としたいというふうに思います。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。挙手による採決を行います。

発議第3号住民生活を支える道路整備財源の確保を求める意見書の提出について、原案のとおり採決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（新山 玄雄君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり採択されました。

本件について、議会の意思として関係機関に上申いたします。

#### 日程第21・発議第4号

議長（新山 玄雄君） 日程第21、発議第4号周防大島町議会の議員の定数を定める条例の一部改正についてを上程し、これを議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。荒川議員。

議員（5番 荒川 政義君） それでは、提案しております発議第4号周防大島町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について、提案の理由を御説明申し上げます。

周防大島町議会の議員定数につきましては、周防大島町誕生に至るまでの合併協議において、旧4町の議員さん方の英知と英断により、全国でも数少ない在任特例を適用せず、設置選挙にて新しい周防大島町議会議員選挙が行われたところであります。議員定数は法定上限数の26人を適用し、周防大島町議会の議員の定数を定める条例にて、現在に至っているところであります。

今回の改正議案については、次の一般選挙から現行定数の26人から6人減の20に削減しようとするものであります。

議員定数を定める要素は、議会が住民の代表機関であることにかんがみ、その選出母体である住民の数を考慮し、また多元的な意思を統合し、町の意思を決定するに相応しい規模であることが必要であります。議会議員のあるべき姿、議会として機能すべき議員の一定の集積、本町の地域事情、さらに類似団体との比較検討、あるいは合併後、町として一体感が醸成途中の状況を考慮するなど、もろもろな点を総合した検討を重ねてきましたが、議員数のいずれが適正数値であるかは、科学的な基準やよるべき論拠も見出しがたく、最終的には諸要素を総合的に勘案した判断の問題であります。

このような観点から、適当、妥当な議員数として定数を6人減じて20人とする条例案の提出に至ったものであります。現下の本町を取り巻く諸情勢、とりわけ厳しい財政状況、事情等を考

慮し、町民の皆様から負託を受けた我々町会議員としても、このような現状を重く受けとめ、議員みずからが目に見える形で姿勢を示すべきであるとの思いであります。

以上、今回3名の賛成者を連ねて提案いたすものであります。議員各位におかれましては、経過とその趣旨を御理解の上、御賛同賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 提案者が今言われた提案理由について、若干質疑をしておきたいというふうに思います。

実は昨日も同様のことを言ったんですが、町民の厳しい視線というのは、私自身も知っております、実際的にね。例えば何を根拠に町民の皆さん方が、議員が多いかというのを私なりに調査しました。何で住民の皆さんは、そういう言い方するんだろうかという点で。といたしますのが、一つは、私たちの仕事ぶりに対する不満から、これが一つあるんじゃないかという点が1点です。

それとあわせてもう一点が、議員は本来町民の代弁者という点が非常に大事な視点ですが、実際的には一方、議員は業者の代弁者か執行部の代弁者か、町民の代弁者か、この3種類から、どういうふうになってるのかわからんという不満の中からの定数問題にひっかいているという面が、二つあるというふうに私も認識しております。その点で提案者としては、その辺の中をどのように理解しておられるのか、認識しておられるのかという点が1点、質疑の中身です。

それともう一点は、何で今会期中に決定しなければいけないのかという疑念です。御承知のように、先日も全協の中でいろいろ議論がありました。それで、私たちの任期は来年10月をもって任期満了となりますが、実際的にはそれまでまだ議会は十分あるわけです。それで、特別委員会としては、調査した特別委員会、議会運営委員会としては、委員長として両論を含めながら報告したというのは事実なんですね。そういう中で、何で議長がこの会期中に決めなければいけないかという点を判断されたのか。その点については、議長から考え方について聞いておられるのかどうなのか、その2点について聞いておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 荒川議員。

議員（5番 荒川 政義君） 私たちが町民の代弁者ということは、私も理解しております。そういうふうを考えております。議員の仕事ぶりについては、個々の議員さんのどういうふう町民の方に自分の仕事をアピールするかというのは、それぞれ議員さん方が一生懸命やられているというふうに私は思っております。

それから、なぜ今なのかということになりますと、議員みずからこういうふうな議員削減について取り組んでいますよということ、早目に町民の方にお知らせすべきではないかというふう

に私は思っております。住民の方々もたくさんの方々が、いろんな議員さんの意見を聞きますと、議員削減について御提案があるようですので、住民の方が一刻も早い議員さんの定数削減について、きちっと議員の方から考え方を示すべきだろうということで、今回の提出となりました。

以上です。

議長（新山 玄雄君） いいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 私は、議員定数問題は、非常に慎重に扱わなければいけないし、前提として住民の厳しい目線があること、これも承知しております。そういう中で、私自身がなぜ今回の提案に対して反対するかという点を明らかにしたいというふうに思います。

御承知のように、議員の仕事はさまざまあります。例えば住民の皆さん方の声を町政に届けること、そしてまた住民の皆さん方にかわって町政を監視すること、それらが一体として大きな仕事があります。これは言うまでもありません。

そして、私が今、町民の皆さん方との対話の中で、例えば先ほども質疑の中にありましたけど、議員のやっている仕事が町民の代弁者なのか、業者の代弁者なのか、それとも執行部の代弁者なのか非常にわかりにくいんだという声を聞きます。そのときにさっき委員長が言われましたように、私たち議員の仕事というのは、あくまで町民の皆さん方になりかわってする仕事、監視が大きな仕事なんだということを言ってきました。

確かに今、小泉改革の中で地方交付税を削られて、かなり財政が厳しい状況、結果的にこういう状況になったことは、一議員として認識しております。しかし、削られた中でもどう住民の予算確保に頑張っていくか。これは執行権者に対して、町長自身も公選で選ばれ、そして私たち議員自身も公選で選ばれます。監視の形の中で、町政監視の形の中でやっていくとすれば、今の定数を6名減らす根拠が見当たらないということなんですよ。

これが節約にとられたら、私は逆に、いやそうじゃない、今回の節約は過去の大型事業のための起債の償還のための財源になるという言い方をせざるを得ません。合併してからやってきたこと、それ何かといえば、大型な事業をやってきました。

それがあって、その後、議員がいかにも仕事をしてないようなやり方で定数削減をすること、これは私は誤りだということを明らかにして、討論と、反対の立場からの討論としたいというふうに思います。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 次に、賛成討論はありませんか。平川議員。

議員（21番 平川 敏郎君） 私は、発議第4号周防大島町町議会議員の定数の一部改正について、賛成の立場で述べさせていただきます。

本町も合併してはや3年近くになりますが、御存じのように、国の骨太方針、三位一体改革、税源移譲により、地方にとって大変厳しい状況に陥られております。一般財源の乏しい本町においても、町長を初めとして、財政難に対しての取り組みは十分認識しております。地域性は全然違うとしても、人口、面積の似通った自治体と比較しても、法定数は26名で、条例数が18名から22名が現状だと判断しております。

また、御存じのように、昨年よりこの定数問題には、議会運営委員会で十分慎重なる協議がなされて、本案件の答申が議長に提出されています。先ほど平成18年度、各会計の歳入歳出決算が認定されましたが、町財政に対し町当局の取り組みには十分理解しているつもりでございます。

議員定数を削減すれば、住民の方々の声が町政に十分反映できないというたくさんの案件事項がございます。議員としても町財政に対し認識し、苦渋の選択となるかもしれませんが、少数精鋭でこの財政難に町当局とともに立ち向かわなければならないと思うわけでございます。

本発議に賛成するものでありますが、議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

議長（新山 玄雄君） 次に、反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 賛成討論はありませんか。松井議員。

議員（14番 松井 岑雄君） 賛成の立場でただいまの議員定数の削減について発言をさせていただきます。

御存じのように、我が大島町は財政的には非常に厳しいことは、皆さんも御存じのとおりでございます。大島だけではございません、厳しいのは、一番厳しいところは皆さんの御存じのように、北海道の夕張市でございます。夕張市は言うまでもなく、議員が要らないという市民の運動が始まっております。そういう提言されたことは、議員みずからが町民に対して、一人一人が町民お一人お一人をお守りできますよという議員ならいいと。しかし、そうでない議員だったら要らないと言われてるのも事実であります。

したがって、町民に対して、あるいはまた執行部に対しても、すべてのことに自信が持てる、あるいはまた住民の皆さんにも納得がいくと、そういった議員がこれからも選出されることが求められておりますので、ぜひ各市町村のことを一つ一つ考えてみましても、本当の議員定数が正しいところはどこか。20じゃないよ、18だよと言われるかもしれません。しかし、26を一遍に18にするよりも、皆さんも納得がいく、あるいはまた住民の皆さんも納得がいくというのを、お一人お一人に示す必要が議会であると思います。

したがって、私は議員定数の削減は、どうしても町民の皆様にお示しして、ネクストの議会議

員の選挙におきましても、定数は20が本当はまだ多いかもしれません。しかし、20は当然の数字として提出されたのは、皆さんの正しい御意見だと私は思っていますので、ぜひ町民の皆様にご理解をいただくためにも、議員みずからがしっかり町民の皆様にお示しすることが必要であろうと、こういうふうを考えておりますので、賛成討論の立場から、提案の賛成討論をさせていただくものであります。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 次に、反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

発議第4号周防大島町議会の議員の定数を定める条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第22．議員派遣の件について

議長（新山 玄雄君） 日程第22、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。お手元に配布したとおり、議員を派遣いたしたいと思います。これに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（新山 玄雄君） 挙手多数であります。よって、派遣することは可決されました。

次に、お諮りします。ただいま可決された議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取り扱いを議長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

#### 日程第23．委員会の閉会中の継続審査について

議長（新山 玄雄君） 日程第23、委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

総務文教常任委員長から、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申し出が2件提出されましたので、お手元に配布いたしてお

ります。

2件について順次お諮りします。

まず、請願第2号「上関原発建設反対を求める請願書」について、申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、請願第2号「上関原発建設反対を求める請願書」については、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

次に、陳情・要望第7号「上関原子力発電所の建設促進を求める陳情書」について、申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、陳情・要望第7号「上関原子力発電所の建設促進を求める陳情書」については、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

・

議長（新山 玄雄君） 以上をもちまして、今期定例会に付議された案件の審議は全部議了いたしました。

これにて平成19年第3回定例会を閉会いたします。

事務局長（坂本 薫君） 御起立願います。一同、礼。

午前11時24分閉会



会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 新山 玄雄

署名議員 杉山 藤雄

署名議員 神岡 光人

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員